

利子補給制度

補給内容

利子補給率

対象期間内の利子支払額の

50%

利子補給期間

初回の利子支払日から

5年以内

補助対象融資

- (1) 小規模事業者経営改善資金（日本政策金融公庫）
- (2) 新規開業・スタートアップ支援資金（日本政策金融公庫）
- (3) 生活衛生新企業育成資金（日本政策金融公庫）

補助対象者（要件）

【共通要件】

- 市内に事業所を有していること。
- 個人については、本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- 市税を滞納していないこと。
- 我孫子市商工会に加入していること。

【個別要件：補助対象融資(1)の場合】

- ・ 我孫子市商工会から推薦を受けていること。
- ・ 1年以上継続して同一事業を営んでいること。

【個別要件：補助対象融資(2)(3)の場合】

- ・ 創業から5年以内に補助対象融資が実行されていること。
- ・ 特定創業支援等事業による支援を受けた証明を受けていること。

↳ 実践創業塾（市主催）、創業スクール（信用保証協会主催）、女性起業ラボ（商工会主催）等

令和7年度予算分・対象期間

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

問合せ先

我孫子市 企業立地推進課
☎ 04-7185-2214

必要書類・提出先
詳細は裏面へ

申請書類一覧

【全申請者共通】

- 我孫子市小規模事業者等融資資金利子補給金交付申請書（様式第1号）
様式ダウンロードはこちらから ↓
- 日本政策金融公庫が発行する返済予定表
- 日本政策金融公庫が発行する支払済明細書※1
- ★ 滞納のない証明書※2
- ★ 法人住所証明書（法人の場合）※2
- ★ 住民票の写し（個人の場合）※2



【補助対象融資(2)(3)の場合】

- 履歴事項全部証明書（法人の場合）
- 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人の場合）

※1 明細書の作成期間は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までとしてください。

※2 「★」の書類については、様式第1号の同意書欄に同意した場合は添付不要です。

申請前チェックリスト

- 申請書（様式第1号）及び添付書類はすべて揃っていますか。
- 支払済額明細書の作成期間（上記※1）に誤りはありませんか。
- 申請書に記入漏れはありませんか。
- 申請書の支払利子額と支払済額明細書の利息合計は一致していますか。
- 補助対象者の要件を満たしていますか。
- 申請額（支払利子額×50%（端数切捨て））は、千円以上ですか。
- （郵送する場合）郵送先は、我孫子市商工会になっていますか。

↑ 全てにチェックが入ることを確認の上、申請してください。

申請期限

令和7年12月26日（金）まで



期限厳守うな～

我孫子市マスコットキャラクター
「手賀沼のうなぎきちさん」

申請書類提出先

我孫子市商工会

〒270-1152

我孫子市寿1-13-27

☎04-7182-3131

